

諮問第6号
令和元年7月16日

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第44号）第4条の規定による改正後の司法試験法に基づいて令和4年から実施される司法試験予備試験に関し、論文式による筆記試験の科目として、専門的な法律の分野に関する科目を法務省令で定める必要があるので、前記一部改正法第4条の規定による改正後の司法試験法第5条第3項第2号及び第6条並びに前記一部改正法附則第3条に基づいて、専門的な法律の分野に関する科目の選定について御意見を承りたい。